

第二編 平成20年度の主な税の概況

1. 市町村民税

(1) 納税義務者

個人及び法人の納税義務者数の推移は、2-1-1表及び2-1-1図のとおりである。

平成20年度の個人の納税義務者数は、平成16年度税制改正で生計同一の妻に対する非課税措置が廃止された影響により、平成15年度と比べ、均等割は1.31倍で、前年度と比較すると1.75%の増となっている。所得割については、平成15年度と比べると、1.14倍で、前年度と比較すると1.79%の増となっている。

平成20年度の法人の納税義務者数は、平成15年度と比べ、均等割で1.07倍、法人税割で1.08倍という伸びを示しており、前年度との比較でも均等割2.70%増、法人税割2.42%増と共に増加した。

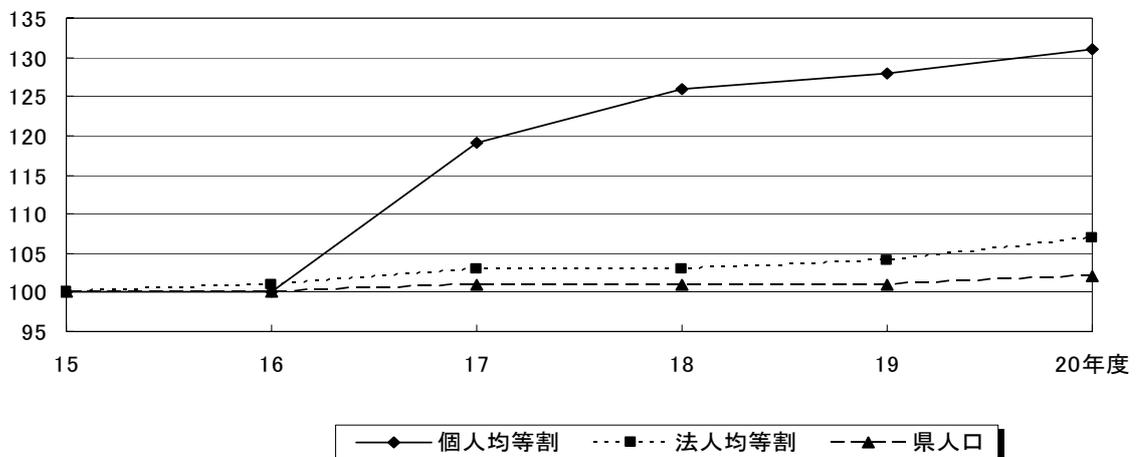
2-1-1表 納税義務者数の推移(「課税状況等の調」第1表, 第2表)

(単位:人)

区分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
個人	均等割	2,285,204 (100)	2,291,990 (100)	2,715,137 (119)	2,885,644 (126)	2,933,618 (128)	2,984,829 (131)
	所得割	2,475,651 (100)	2,483,731 (100)	2,546,892 (103)	2,718,888 (110)	2,763,428 (112)	2,812,797 (114)
法人	均等割	138,713 (100)	139,651 (101)	142,252 (103)	143,412 (103)	144,307 (104)	148,200 (107)
	法人税割	134,350 (100)	136,278 (101)	137,211 (102)	140,610 (105)	141,208 (105)	144,632 (108)
参考	県人口	5,985,846 (100)	6,006,996 (100)	6,022,411 (101)	6,035,343 (101)	6,056,599 (101)	6,085,457 (102)

- (注) 1. ()内は15年度を100とした場合の指数である。
 2. 所得割を納める者には、税額控除により納税義務がなくなる者及び分離課税(退職所得)に係る所得割の納税義務者数を含まない。
 3. 均等割を納める法人には、法人でない社団等を含む。
 4. 県人口は、当該年度の前年12月末の住民基本台帳人口である。

2-1-1図 納税義務者数の推移(平成15年度を100とした数値)



(2) 総所得金額等

総所得金額等の推移は2-1-2表及び2-1-2(1)、(2)図のとおりである。

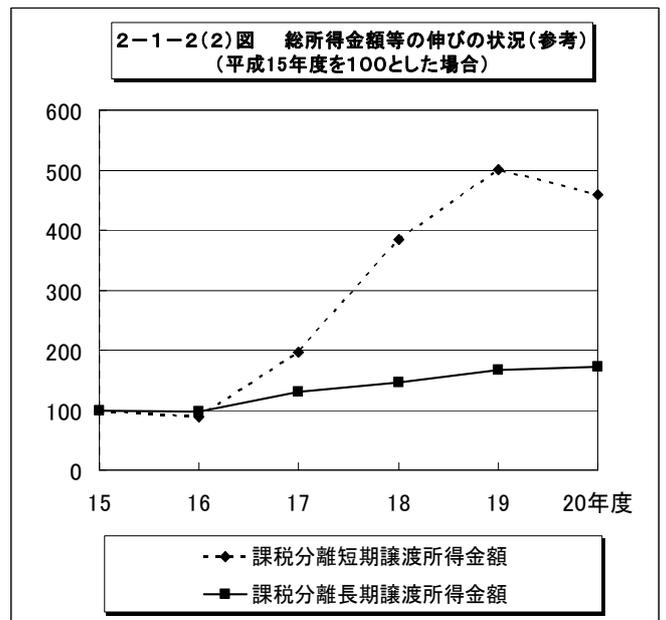
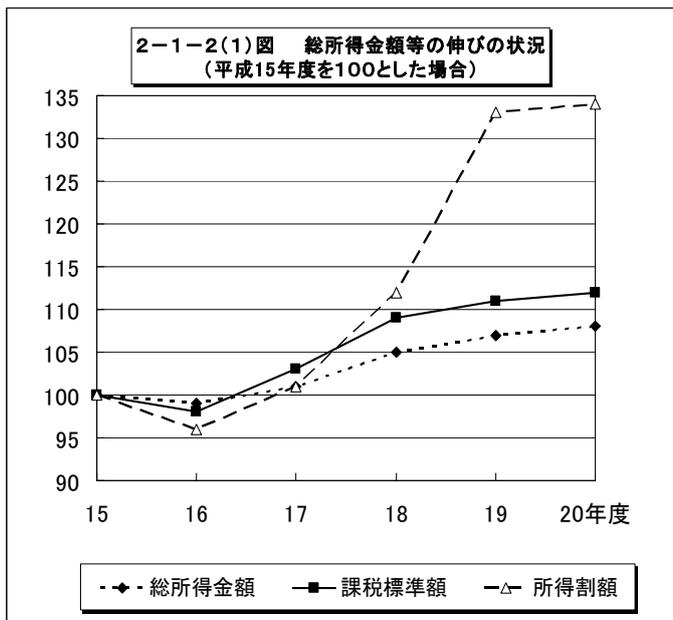
平成20年度における総所得金額等は、景気の回復傾向を受け平成15年度と比べて1.08倍、課税標準額については1.12倍、また、所得割額は、税源移譲及び定率減税の廃止の影響により1.34倍の増加となった。

また、前年度と比較すると、総所得金額等は1.3%の増加、課税標準額は1.1%の増加、所得割額についても0.7%の増加となった。

2-1-2表 総所得金額等、課税標準額及び所得割額の推移(「課税状況等の調べ」第12表・第58表・第59表)
(単位:千円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
総所得金額等	9,487,935,262 (100)	9,392,110,366 (99)	9,547,059,213 (101)	9,961,118,748 (105)	10,134,276,258 (107)	10,266,322,951 (108)	
課税標準額	6,201,971,033 (100)	6,067,203,619 (98)	6,396,496,779 (103)	6,769,166,111 (109)	6,884,935,666 (111)	6,961,289,325 (112)	
所得割額	297,390,551 (100)	285,598,491 (96)	301,720,325 (101)	331,798,570 (112)	395,039,630 (133)	397,933,407 (134)	
参考	課税分離短期譲渡所得金額	745,678 (100)	666,631 (89)	1,466,702 (197)	2,863,716 (384)	3,738,713 (501)	3,431,297 (460)
	同上分算出税額	66,876 (100)	59,259 (89)	82,846 (124)	166,910 (250)	194,165 (290)	180,809 (270)
	課税分離長期譲渡所得金額	130,053,599 (100)	126,491,964 (97)	168,649,778 (130)	189,750,633 (146)	216,545,766 (167)	223,146,693 (172)
	同上分算出税額	4,978,028 (100)	4,849,299 (97)	5,570,125 (112)	6,308,539 (127)	6,356,336 (128)	6,554,022 (132)

(注) ()内は15年度を100とした指数である。



(3) 所得者区分ごとの納税義務者等

個人の市町村民税における所得者区分ごとの納税義務者数、税額は2-1-3表及び2-1-4表のとおりである。

ア 均等割(2-1-3表)

対前年度比をみると、納税義務者数は給与所得者、その他の所得者及び家屋敷等のみが増加し、均等割額は営業所得者以外が増加した。

イ 所得割(2-1-4表)

対前年度比をみると、納税義務者数は給与所得者及びその他の所得者が増加し、所得割額はその他の所得者以外が増加した。

2-1-3表 均等割を納める納税義務者数, 均等割額(「課税状況等の調べ」第2表)

区分	納税義務者数					均等割額				
	19年度 (人)	20年度 (人)	対前年 度比	構成比(%)		19年度 (千円)	20年度 (千円)	対前年 度比	構成比(%)	
				19	20				19	20
給与所得者	2,323,233	2,369,542	102.0	79.2	79.4	6,952,621	7,108,626	102.2	79.9	79.4
営業所得者	126,691	124,810	98.5	4.3	4.2	374,880	374,430	99.9	4.3	4.2
農業所得者	11,829	11,455	96.8	0.4	0.4	33,769	34,365	101.8	0.4	0.4
その他の所得者	453,174	460,288	101.6	15.4	15.4	1,288,021	1,380,864	107.2	14.8	15.4
家屋敷等のみ	18,691	18,734	100.2	0.6	0.6	56,031	56,202	100.3	0.6	0.6
計	2,933,618	2,984,829	101.7	100.0	100.0	8,705,322	8,954,487	102.9	100.0	100.0

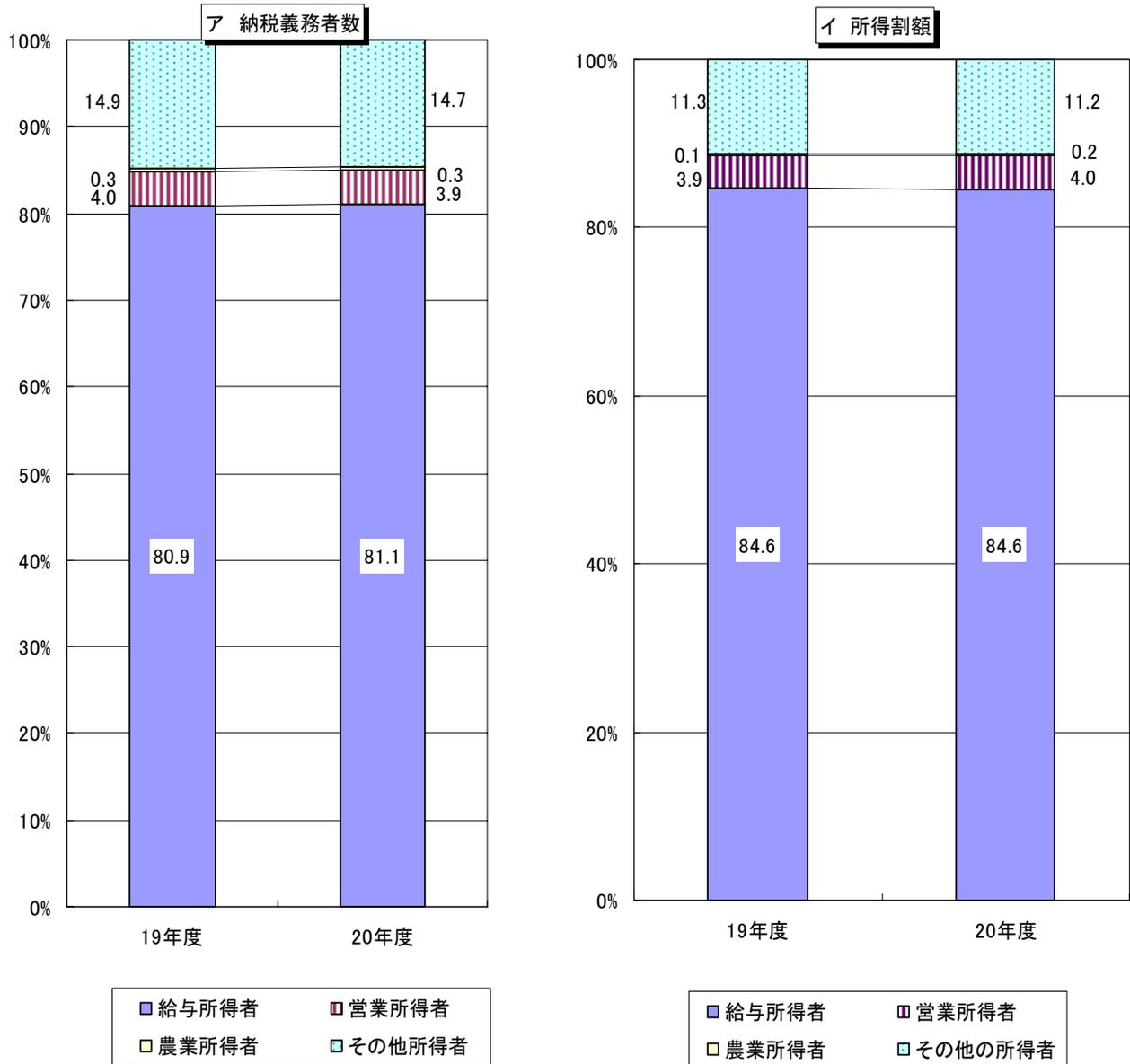
2-1-4表 所得割を納める納税義務者数, 所得割額(「課税状況等の調べ」第2表)

区分	納税義務者数					所得割額				
	19年度 (人)	20年度 (人)	対前年 度比	構成比(%)		19年度 (千円)	20年度 (千円)	対前年 度比	構成比(%)	
				19	20				19	20
給与所得者	2,235,077	2,281,555	102.1	80.9	81.1	334,330,509	336,839,439	100.8	84.6	84.6
営業所得者	109,909	108,635	98.8	4.0	3.9	15,550,981	15,972,333	102.7	3.9	4.0
農業所得者	7,988	7,924	99.2	0.3	0.3	554,885	612,855	110.4	0.1	0.2
その他の所得者	410,454	414,683	101.0	14.9	14.7	44,603,939	44,511,085	99.8	11.3	11.2
計	2,763,428	2,812,797	101.8	100.0	100.0	395,040,314	397,935,712	100.7	100.0	100.0

また、構成比については、2-1-4図に示すとおりであり、納税義務者数、所得割額共に給与所得者の占める割合が高く、平成20年度においては、納税義務者数の81.1%、所得割額の84.6%が給与所得者である。

前年度と比較しても、納税義務者数、所得割額共に構成比に大きな変化は見られないが、その他の所得者の割合が減っているといえる。

2-1-4図 所得者区分ごとの所得割を納める納税義務者数及び所得割額の構成比



(4) その他

1人当たりの所得割額等の推移は、2-1-5表及び2-1-5図のとおりである。

平成20年度は、納税義務者1人当たりの所得割額は減少し、人口1人当たりの所得割額、人口1000人当たりの所得割納税義務者数は増加となった。

2-1-5表 1人当たりの所得割額等の推移(「課税状況等の調」第2表)

(単位:円,人)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
納税義務者1人当たりの所得割額	120,126 (100)	114,988 (96)	118,466 (99)	114,983 (96)	134,660 (112)	133,319 (111)
人口1人当たりの所得割額	49,682 (100)	47,544 (96)	50,100 (101)	54,976 (111)	65,225 (131)	65,391 (132)
人口1,000人当たりの所得割納税義務者数	413 (100)	413 (100)	423 (102)	450 (109)	456 (110)	462 (112)
県人口 (前年12月末)	5,985,846 (100)	6,006,996 (100)	6,022,411 (101)	6,035,343 (101)	6,056,599 (101)	6,085,457 (102)

(注) ()内は15年度を100とした場合の指数である。

恒久減税後に納税義務のある者を対象としている。

